

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	エン株式会社		コード	4849
提出日	2026/6/5	異動(予定)日	2026/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	林 有理	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	大西 利佳子	社外取締役	○															新任	有
3	井垣 太介	社外取締役															○	訂正・変更	
4	石川 俊彦	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
5	西川 岳志	社外取締役	○															訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		林有理氏は、株式会社リクルートにおける長年の勤務経験等により、マーケティング、マネジメントの知見を豊富に有しております。また、2017年に大阪府四條畷市初の女性副市長に就任し、民間での就労経験を活かした組織改革に取り組み、子育て政策、都市整備などを推進いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員を選任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任しております。
2	大西利佳子氏が代表取締役を務める株式会社コトから、当社は採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であります。そのため、特別の利害関係や特定関係事業者には該当いたしません。	大西利佳子氏は、金融機関での業務経験のほか、自らが創業したハイクラス・プロフェッショナル人材紹介会社の経営者として、企業の人材にまつ様々な課題解決に貢献されています。その後も自社の経営に留まらず、銀行や上場企業の社外取締役を歴任され、経済産業省の中小企業政策審議会委員等の公職を通じて、国の未来を創る政策提言や次世代育成にも深く関わっております。その経験と知見は当社グループの成長に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
3		井垣太介氏は、当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かして、俯瞰的な視点から当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員長を務めていただいております。役員を選任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任しております。同氏の所属する弁護士法人の方針に従い、独立役員として指名、届出は行いません。
4		石川俊彦氏は、企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有しており、当社取締役会及び監査等委員会において積極的な意見と提言をいただいております。今後も専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いしております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
5	西川岳志氏が代表取締役を務めるパナソニックコネクテ株式会社から、当社は採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であります。そのため、特別の利害関係や特定関係事業者には該当いたしません。	西川岳志氏は、パナソニックホールディングス株式会社において30年にわたり経理を担当し、現職ではCFOに就任しており、豊富な財務・経理面での経験を有しております。アメリカ・ベルギーの子会社の取締役も兼任し、グローバルビジネスにおいても知見を有しております。大型・クロスボーダー案件を含め複数のM&Aも経験しており、その経験と知見は当社に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※4 独立役員の選任理由を記載してください。

※5 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。